

倉敷市水道事業管理者 あて

## 水道料金等減額申請書

(申請者記入欄)

※ 記入例を参考にしてください。

住所	記入日 令和 年 月 日
氏名	電話番号 ( ) -
お客様番号	- - - -

私の管理する給水装置等が破損し、漏水したので次のとおり修理しました。倉敷市水道条例第24条第2号の規定により、水道料金等の減額を申請します。なお、今後は、維持管理について十分注意します。

(施行者記入欄)

使用場所	倉敷市		
使用者氏名			
完了年月日	令和 年 月 日	完了後のメーター指針	m <sup>3</sup>
メーター番号		(副管付の小メーター) メーター指針確認日	( 月 日 ) m <sup>3</sup>
漏水箇所	<input type="checkbox"/> 地下不明漏水 <input type="checkbox"/> 水洗便所ボールタップ (埋設・壁中) <input type="checkbox"/> 受水槽ボールタップ <input type="checkbox"/> 太陽熱温水器ボールタップ <input type="checkbox"/> クーリングタワーボールタップ <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 電気温水器安全弁 <input type="checkbox"/> ガスボイラー安全弁 <input type="checkbox"/> 灯油ボイラー安全弁 <input type="checkbox"/> 電磁弁		
修理内容			
住所			
施工者 氏名(業者名)	※自署又は記名押印		
電話番号 ( ) -			

(参考)

水道料金等が減額できる修理箇所

- (1) 地下不明漏水
- (2) 次の給水設備の故障による漏水(発見が困難なもの)  
水洗便所・給湯器・湯沸器・温水器・ボイラー  
クーリングタワー・受水槽 等

※ 蛇口・露出配管及び受水槽より使用者側の給水設備からの漏水は減額適用外となります。

受付印

--

※ 申請の結果については後日お知らせします。  
なお、2か月以上かかる場合もありますのでご了承ください。

水道局処理欄

特記入力	処理月

# ＜記入例＞

倉敷市水道事業管理者 あて

## 水道料金等減額申請書

(申請者記入欄)

※ 記入例を参考にしてください。

	記入日	令和 ○年 ○○月○○日	
住所	倉敷市西中新田640		
氏名	水道 太郎	電話番号 ( 086 )	426 - 3661
お客様番号	1234 - 56 - 7890 - 12 - 00 ←不明な場合はあけておいてください		

← お客様が  
ご記入ください  
※押印不要

私の管理する給水装置等が破損し、漏水したので次のとおり修理しました。倉敷市水道条例第24条第2号の規定により、水道料金等の減額を申請します。なお、今後は、維持管理について十分注意します。

(施行者記入欄)

使用場所	倉敷市 西中新田640 ←修理を行った住所をご記入ください		
使用者氏名	水道 花子		
完了年月日	令和 ○年 ○○月 ○日	完了後のメータ指針	1124 m <sup>3</sup>
メータ番号	1   2   -   3   4   5   6   7	(副管付の小メータ) メータ指針確認日	( ) m <sup>3</sup> ○○月 ○日
漏水箇所	<input checked="" type="checkbox"/> 地下不明漏水 (埋設・壁中) <input type="checkbox"/> 水洗便所ボールタップ <input type="checkbox"/> 電気温水器安全弁 <input type="checkbox"/> 受水槽ボールタップ <input type="checkbox"/> 太陽熱温水器ボールタップ <input type="checkbox"/> ガスボイラー安全弁 <input type="checkbox"/> クーリングタワーボールタップ <input type="checkbox"/> 灯油ボイラー安全弁 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 電磁弁		
修理内容	(修理箇所・修理内容を詳しくご記入ください) 台所付近地下埋設部の90°エルボより漏水 配管取替にて修理完了 (修理前後の写真を添付でも可)		
施工者	住所 倉敷市西中新田640 氏名(業者名) 株式会社 くらっぴい ※自署又は記名押印 電話番号 086 - 123 - 4567		

← 施工業者または  
修理したお客様が  
ご記入ください  
※押印が**必要**



← 自署した場合は押印は不要です。

(参考)

水道料金等が減額できる修理箇所

- (1) 地下不明漏水
- (2) 次の給水設備の故障による漏水(発見が困難なもの)  
水洗便所・給湯器・湯沸器・温水器・ボイラー  
クーリングタワー・受水槽 等

※ 蛇口・露出配管及び受水槽より使用者側の給水設備からの漏水は減額適用外となります。

受付印



※ 申請の結果については後日お知らせします。  
なお、2ヵ月以上かかる場合もありますのでご了承ください。

水道局処理欄

特記入力	処理月